

前回分科会以降11/7までに事務局に寄せられた意見	対応方針	修正した項目
<p>「<u>リハビリテーションが必要な疾患が発症してから14日以内</u>」について、日数を30日以内、90日以内もしくは180日以内のいずれかに拡大すべきとの指摘があった。</p>	<p>30日以内、90日以内、180日以内のそれぞれについてケア時間を検証したところ、30日以内が医療区分2相当であった。そのため日数を14日以内から30日以内に変更した。</p>	<p>「リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内」 (日数変更)</p>
<p>「<u>脱水</u>」は、状態の規定が必要であるとの指摘があった。</p>	<p>鳥羽参考人の意見を踏まえ、「舌の乾燥」、「皮膚の乾燥」の両条件を満たす場合とした。</p>	<p>「脱水」 (「舌の乾燥」、「皮膚の乾燥」の両条件を満たす場合) (規定追加)</p>
<p>「<u>体内出血</u>」は、具体的な症状の例示が必要であるとの指摘があった。</p>	<p>鳥羽参考人の意見を踏まえ、以下の症状を例示することとした。 (例)「黒色便」、「コーヒー残渣様嘔吐」、「喀血」、「痔核を除く持続性の便潜血陽性」</p>	<p>「体内出血」 (例)「黒色便」、「コーヒー残渣様嘔吐」、「喀血」、「痔核を除く持続性の便潜血陽性」 (例示追加)</p>
<p>「<u>頻回の嘔吐</u>」を追加すべきとの意見があった。</p>	<p>「嘔吐」のケア時間について検証を行ったところ医療区分2相当であった。そのため、「頻度」について以下の規定を行った上で、項目として追加した (頻度の規定) 1日1回以上を7日間のうち3日以上</p>	<p>「頻回の嘔吐」 (1日1回以上を7日間のうち3日以上) (規定追加)</p>